

愛媛県循環器病対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平成30年法律第105号)第11条に規定する都道府県計画(以下「計画」という。)の策定、推進等に関し、必要な事項を調査審議するため、「愛媛県循環器病対策推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の進捗及び評価に関すること。
- (3) その他循環器病対策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者、救急業務に従事する者、循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者、学識経験のある者その他必要と認める者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員を生じたときにおける後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員が互選し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、会議の開催が困難な場合は、書面による表決を求め、これを会議に代えることができる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要と認めるときは、協議会に委員以外の関係者を出席させ、その意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部健康衛生局健康増進課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月29日から施行する。

愛媛県循環器病対策推進協議会委員

(R6. 8. 1～R9. 7. 31)

分 野	所属団体	氏 名	
医療業務従事者	循環器内科	愛媛大学大学院医学系研究科 循環器・呼吸器・腎高血圧内科学教授	山口 修
	心臓血管外科	愛媛大学大学院医学系研究科 心臓血管・呼吸器外科学教授	泉谷 裕則
	脳神経外科	愛媛大学大学院医学系研究科 脳神経外科学教授	國枝 武治
	脳神経内科	松山赤十字病院脳神経内科部長	池添 浩二
	移行期	愛媛大学大学院医学系研究科 地域小児・周産期学講座教授	檜垣 高史
	慢性期	済生会松山病院副院長	渡辺 浩毅
	在宅	愛媛県医師会会長	村上 博
	看護	愛媛県看護協会専務理事	田窪 小夜
保健業務従事者	市町	大洲市健康増進課長	西田 義彦
	県	愛媛県保健福祉部医療政策監	河野 英明
福祉業務従事者	介護	愛媛県介護支援専門員協会会長	矢川 ひとみ
学識経験者	公衆衛生学	大分大学医学部 公衆衛生・疫学講座教授	斉藤 功
救急業務従事者	救急	県立中央病院救命救急センター長	馬越 健介
患者又は家族	循環器	心疾患経験者	二宮 崇
	脳卒中	脳血管疾患経験者	橋本 一晃

計 15 名